

	平成14年	10月	31日
改正	平成16年	9月	15日
改正	平成18年	9月	15日
改正	平成19年	11月	29日
改正	平成20年	2月	1日
改正	平成30年	3月	1日
改正	令和2年	4月	1日
改正	令和2年	6月	1日
改正	令和6年	4月	1日

## 懲戒処分の指針

### ○ 基本事項

この指針は、過去における本県（知事部局）職員の不祥事等を参考に、それぞれにおける標準的な処分量定（以下「標準例」という。）を示したものである。

具体的な量定の決定にあたっては、

- ① 非違行為の動機、態様及び結果はどのようなものであったか
- ② 故意又は過失の度合いはどの程度であったか
- ③ 非違行為を行った職員の職責はどのようなものであったか、その職責は非違行為との関係でどのように評価すべきか
- ④ 他の職員及び社会に与える影響はどのようなものであるか
- ⑤ 過去に非違行為を行っているか

などのほか、適宜、日ごろの勤務態度や非違行為後の対応等も含め総合的に考慮の上、判断するものであるが、事案の内容によっては、標準例に掲げていない場合でも免職等の処分もあり得るところであり、標準例に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分の対象となり得るものである。

なお、過去に非違行為を行い、懲戒処分を受けたにもかかわらず、再び非違行為を行った場合は、量定が加重されることとなる。

また、部下職員が懲戒処分を受けた場合にあっては、その指導監督に適正を欠いていたり、部下職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認していた管理監督者は、責任を問われることとなる。

### ○ 標準例

#### 1 一般服務関係

##### (1) 欠勤

正当な理由なく欠勤（遅刻・早退を含む）した職員は、その日数（時間数）、態様などにより戒告以上の処分を決定

##### (2) 営利企業等の従事

許可なく営利企業等に従事した職員は、減給又は戒告

##### (3) 職場内秩序びん乱

上司又は同僚に対する暴行により職場の秩序を乱した職員は、停職又は減給

##### (4) 秘密漏えい

職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に支障を生じさせた職員は、免職、停職又は減給

(5) 個人情報の流出等

職務上収集した重要な個人情報を、相応の注意義務を怠って流出又は紛失した職員は、減給又は戒告

(6) 収賄

賄賂を収受した職員は、免職

(7) セクシュアルハラスメント

① 不同意性交等又は不同意わいせつをした職員は、免職又は停職

② 相手の意に反する、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メール等の送付、身体的接触、つきまとい、性的姿態等の撮影等の性的な言動（以下「わいせつな言辞等の性的な言動」という。）を繰り返した職員は、停職又は減給

この場合において、わいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したときは、当該職員は免職又は停職

③ 相手の意に反する、わいせつな言辞等の性的な言動を行った職員は、減給又は戒告

(8) パワーハラスメント

① パワーハラスメント（神奈川県職場におけるパワーハラスメントの防止等に関する指針第2項第1号に規定するパワーハラスメントをいう。以下同じ。）を行った職員は、停職、減給又は戒告とする。

② パワーハラスメントを行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、パワーハラスメントを繰り返した職員は、停職又は減給とする。

③ パワーハラスメントを行ったことにより、相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた職員は、免職、停職又は減給とする。

(9) コンピュータの不適正利用

① インターネットを利用した商取引、業務に関連のないインターネット情報の閲覧等、職場のコンピュータを職務以外の目的で使用した職員は、停職、減給又は戒告

② コンピュータシステム又は情報資産を故意に損壊、改ざん又は情報を漏えいした職員は、免職、停職又は減給

(10) 公文書又は私文書の偽造・変造

行使の目的で、職務に関する公文書若しくは権利、義務若しくは事実証明に関する私文書を偽造又は変造した職員は、免職、停職、減給又は戒告

(11) 不適正な業務執行

虚偽説明や隠蔽等の故意又は重大な過失により事務処理を怠った職員は、停職、減給又は戒告

## 2 公金取扱い

(1) 横領

公金を横領した職員は、免職

(2) 給与等の不適正受給

故意に虚偽の届出をするなどして給料、諸手当等を不正に受給した職員は、停職又は減給

(3) 公金処理不適正

公金の流用など公金の不適正な処理をした職員は、減給又は戒告

3 利用者等に対する傷害

暴行により施設利用者等の身体を傷害した職員は、免職又は停職

4 公務外非行

(1) 傷害

人の身体を傷害した職員は、停職又は減給

(2) 暴行・けんか

暴行を加え、又はけんかをした職員は、減給又は戒告

(3) 横領

① 自己の占有する他人の物を横領した職員は、免職又は停職

② 遺失物等占有を離れた他人の物を横領した職員は、減給又は戒告

(4) 窃盗

他人の財物を窃取した職員は、免職又は停職

(5) 詐欺・恐喝

人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた職員は、免職又は停職

(6) 麻薬・覚せい剤等の所持又は使用

麻薬・覚せい剤等を所持又は使用した職員は、免職

(7) 淫行

18歳未満の者に対して淫行をした職員は、免職又は停職

(8) 不同意性交等・わいせつ行為

不同意性交等、不同意わいせつ、性的姿態等の撮影等、児童ポルノの所持・製造等、痴漢、盗撮、のぞき等のわいせつな行為をした職員は、免職、停職又は減給

(9) 飲酒運転

① 酒酔い運転をした職員は、免職

② 酒気帯び運転により事故を起こした職員は、免職

③ 酒気帯び運転をした職員は、免職又は停職

④ 酒酔い運転又は酒気帯び運転（以下「飲酒運転」という。）をしていることを知りながら同乗し、又は飲酒運転となることを知りながら飲酒を勧めた職員は、免職又は停職

(10) 飲酒運転以外の交通事故等

職員の過失、相手方の被害程度などにより処分を決定